



2026 年 9 月 30 日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL : <https://www.beatholdings.com>)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
チン・シャン・ファイ
(東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)
連絡先 IR 室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

新株予約権買戻し・消却に関するお知らせ

本日、当社の取締役会は、当社が2025年12月23日付けで、レン・イー・ハン氏及びCantor Fitzgerald & Co. (以下「Cantor」といいます。) に対して発行した新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) の未行使分を全て買い戻し・消却することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。当該買戻しについては、2026年9月14日付「臨時株主総会 (開催日時、場所及び議案) に関するお知らせ」において、取締役会の決議事項であるため、方針を決定次第お知らせする旨を開示しております。なお、本新株予約権の概要等については、2025年12月10日付開示資料「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

1. 買戻しの対象となる新株予約権

ビート・ホールディングス・リミテッド 2025 年 12 月 23 日発行 新株予約権

2. 行使済みの本新株予約権の個数、調達額及び使途

2026年1月、1,300,000個 (発行総数 : 45,000,000の2.89%) の行使により、91,650千円調達し、BTCボンドの利息の支払に30,000千円、及び運転資金に61,650千円充当しております。

3. 買戻す本新株予約権の個数

43,700,000 個 (本新株予約権の未行使分全て) (注)

4. 買戻しの理由

本新株予約権の下限行使価額は 42.5 円であり、当社株式の株価の終値は、2026 年 2 月 6 日以降、当該下限行使額を下回っております。参考として、最近 6 か月間の株価 (円) は以下のとおりです。

	2026 年 3 月	2026 年 4 月	2026 年 5 月	2026 年 6 月	2026 年 7 月	2026 年 8 月
始 値	24	28	27	14	11	13
高 値	38	34	28	15	24	17
安 値	23	25	11	9	10	10
終 値	28	27	13	11	13	15

現在の当社株式の株価水準の下では、本新株予約権が行使される可能性が極めて低いこと、また当該株価水準が当面回復しない可能性もあるため、当社としては、本新株予約権を買戻した後、現在の株価水準の下で、新たな資金調達について検討したいと考えております。

また、現在、2026 年 9 月 14 日付開示資料「臨時株主総会 (開催日時、場所及び議案) に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、株主らより提案 (以下「本提案」といいます。) を受けた第三者割当 (デット・エクイティ・スワップ (DES) 及び行使価額修正条項付新株予約権、



以下「本第三者割当」といいます。)を2026年11月24日開催予定の臨時株主総会の議案として付議しております。当社は本第三者割当に対して中立でありますが、本株主提案では、本新株予約権を買戻すこと、及びDESによる普通株式の発行することを条件として、2026年3月13日付開示資料「リボルビング・クレジット・ファシリティ契約の延長について」にてお知らせした、リボルビング・クレジット・ファシリティ(以下「クレジット・ファシリティ」といいます。)を6ヶ月延長することを確約しております。また、今後、本新株予約権を買戻すことで、株主ら及び／又は投資家等とより柔軟に協議・交渉を進めることができると考えております。

5. 買戻し金額

1個あたり0.25円(総額:10,925,000円)(注)

6. 買戻し日

2026年10月16日(同日に消却)

7. 今後の見通し

当該買戻しは、本新株予約権の発行価額(払込金額)をもって買戻しを行うものであり、当社の2026年12月期の業績予想に与える影響は軽微である見込みですが、今後公表すべき事象が生じた場合には適時開示いたします。

当社は、本新株予約権の行使により調達する資金の使途について、本新株予約権の発行時において、以下のとおり計画しておりました。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
① BTCへの投資	226,706	2025年12月～2027年12月
② BTCボンドの償還	1,060,000	2025年12月～2027年12月
③ 借入金の返済	1,515,000	2025年12月～2027年12月
④ 運転資金	1,000,000	2025年12月～2027年12月
合 計	3,801,706	

当社は、2025年2月よりビットコイン及びそのETF(以下「BTC」といいます。)を、当社の主要な準備金として採用することを決定し、BTCのETFであるiShares Bitcoin Trust(以下「IBIT」といいます。)の購入を開始しております。当社としては、BTCを継続的に買い増し「1株当たりのBTC保有量」を増やすことで企業価値を高めること、また、発行上限が2,100万枚と決まっているBTCを「デジタルゴールド」と捉え、法定通貨の価値低下やインフレリスクから自社資産を守ることを可能とすると考え、当該投資を開始しました。また、2025年12月23日に上記資金を調達することを目的として、本新株予約権を発行しました。しかしながら、その後の株価の低迷により、本新株予約権の行使は期待どおり進んでおらず、現時点で保有者が権利を更に行使する可能性は低いと考えられます。株価は様々な要因により変動するため、2026年において当社の株価が低迷している理由を確定的に記載するのは難しいですが、当社としては、主な要因として2026年初頭のビットコインの市場価額の下落が、IBITの購入を開始し主要な準備金として採用している当社の株価に大きな影響を与えていると考えております。

上記のとおり、2026年1月以降、本新株予約権の行使により資金を調達できていないため、当社は、2026年2月2日以降、BTCを買い増し出来ておりません。ただ、今般、本新株予約権の買戻し・消却を決議しましたので、上記「4. 買戻しの理由」に記載のとおり、当社としては、本新株予約権を買戻した後、現在の株価水準の下で、新たな資金調達について検討し、上記に相当する資金を各時期に調達できるよう努めて参りたいと考えております。現在、当社の株価



は回復しておりませんが、BTC は、最大 2100 万枚という発行上限による希少性（デジタルゴールド）、米国現物 ETF 承認などによる投資家の参入と市場の信頼性向上、及び定期購入による時間分散（ドルコスト平均法）で価格変動リスクを和らげることができるため、新たに資金を調達出来ましたら、BTC を買い増しする予定であります。ただ、この方針に変更、又は BTC 以外への投資についても決定した場合、適時開示いたします。

なお、現在、本新株予約権を買戻したとしても、必要に応じて運転資金等については、クレジット・ファシリティーからの借入れにより確保できる状況です。

（注）上記「買戻し日」以前に、本新株予約権が行使された場合、買戻す個数及び買戻し金額の総額は、当該行使された分、減少します。

以上

ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。